#### 地域企業感染症対策施設等支援補助金のご案内

※注意 申請には、「GビズID プライム アカウント」が必要です。

県内中小企業者等(宿泊事業者を除く)の皆様に対して、感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助します。 オンライン申請が必要です。

※宿泊事業者の皆様は「宿泊事業者感染症対策支援補助金」をご活用ください。

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金

検索』

#### 公募期間:令和3(2021)年6月25日(金)午前10時から

8月31日(火)午後5時まで

(事業実施終了期限:令和3(2021)年12月17日(金)) ※申請額が予算上限に達し次第終了

#### 補助額·対象経費



補助上限額 **500**万円(下限30万円) 補 助 率 **2/3**以内

- R 3.4.1以降に発生(見積り・発注)した 経費が対象となります。
- R 3.12.17までに営業を開始した店舗等が 対象です。

事業	事業区分	補助率	補助金額
施設改装 工事	(1)不特定多数が出入りする((2)以下同じ)客室等の個室化に 必要な改装(隔壁等の設置工事を含む)	2/3以内	30~300万円
	(2)接触機会の低減を目的としたレイアウト変更(来客者の導線 改善及び座席の間隔を確保する工事等)		
	(3)テラス席の設置に必要な工事(床、建具工事等) ※不動産の取得となる工事を除く。		
空気調和設 備・換気設備 の設置	(4)空気調和設備・換気設備の設置 ※単なる老朽化等によるものを除く。		30~200万円

重

要

- 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け 取れません。
- 「令和2年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金」、「栃木県地域企業感染症対策 支援補助金(第1~2回)」の交付決定を既に受けている事業者も申請できます。
- 「第3回地域企業感染症対策支援補助金」の申請者も申請できます。
- 国、県、市町等公的機関が助成する他の制度と重複(同一工事等を両方の補助事業に申請)する事業は補助対象となりません。

## 申請時の注意事項 💥

補助金ポータルサイト はあり https://www.tochigi-kansentaisaku.com 同名記



- 申請はポータルサイトからオンラインのみで受け付けます。
- <u>公募要領、Q&Aを必ずご覧ください。</u>
- 「新型コロナ感染症防止対策取組宣言」などの感染症対策への協力が条件です。
- 飲食店は、実績報告書提出までに「とちまる安心認証」を取得することが条件です。

### 申請手続の流れ



①通常手続【一部未購入、支払未了がある場合】

(交付申請書、計画申請書をまとめて送信し、採択・交付決定後、改めて実 績報告書を提出します。)

採択 申申 請

**栃木県内に事業所を有する中小企業者**等(商工 業者)であり、株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社、特例有限会社、個人事業主、中小企 業組合、商店街振興組合、士業法人が対象です。

※**宿泊事業者**、医師、歯科医師、助産師、系 統出荷による収入のみである個人農業者、一 般社団法人、公益社団法人、医療法人、宗 教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法 人、社会福祉法人、任意団体等は補助対象と なりません。

#### ②一括手続【全て既に購入し、支払済みの場合】

(交付申請書、計画申請書及び実績報告書をまとめて送信し、採択・交付決定と 額の確定を一連で行います。)

採択 交計実 請

●本補助金の申請には、「GビズIDプライ ムアカウント」の取得が必要です。

●予めGビズIDプライムアカウントの取得手 続を行ってください。

●アカウントの取得には数週間かかります 【GビズID事務局】 0570-023-797

https://qbiz-id.go.jp/top/

確

定

#### 事業スキーム 🧩



●パソコンをお持ちでないなど、オンライン申請 が困難な場合には、

「オンライン申請サポート会場」(予約制)

をご利用いただけます。

詳細は下記事務局まで お問い合わせください。

> オンライン申請 のサポート

# 地域企業感染症対策|施設等|支援補助金事務局

県

TEL 028-612-8950

FAX 028-612-8951

〒320-0806 宇都宮市中央2丁目5-12 TUビル2階 ポータルサイト https://www.tochigi-kansentaisaku.com

- ●「オンライン相談会」の申込や「オンライン申請サポート会場」の利用 -ポータルサイト上又は電話でご予約ください。
- (県央、県南、県北会場 要予約) ●お電話でのお問い合わせ
  - ・月~金曜日(祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)
  - **9**:00~12:00/13:00~17:00



